

1 男女共同参画とは

男女共同参画とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

これまでのくらしの中にある男女の差別や格差を解消し、すべての人が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を市民、事業者、市民団体、市が協力して形成することが重要だという認識の下、施策を推進していきます。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成16年(2004年)9月に制定した「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、令和3年(2021年)3月に「草加市男女共同参画プラン2021」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進してきました。

令和2年(2020年)から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行しましたが、その後も人々の生活や働き方に大きな影響を与え、家庭における女性の家事労働の負担、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の増加等、これまで表面化してこなかった問題が顕在化し、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

また、条例の理念である「男女平等」を取り巻く環境も変化しており、性に関わる人権については、以前から取り組んできた女性の人権尊重に加え、性的マイノリティの人々の人権尊重も重要な政策課題となっています。

国では、令和4年(2022年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和5年(2023年)には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立しています。

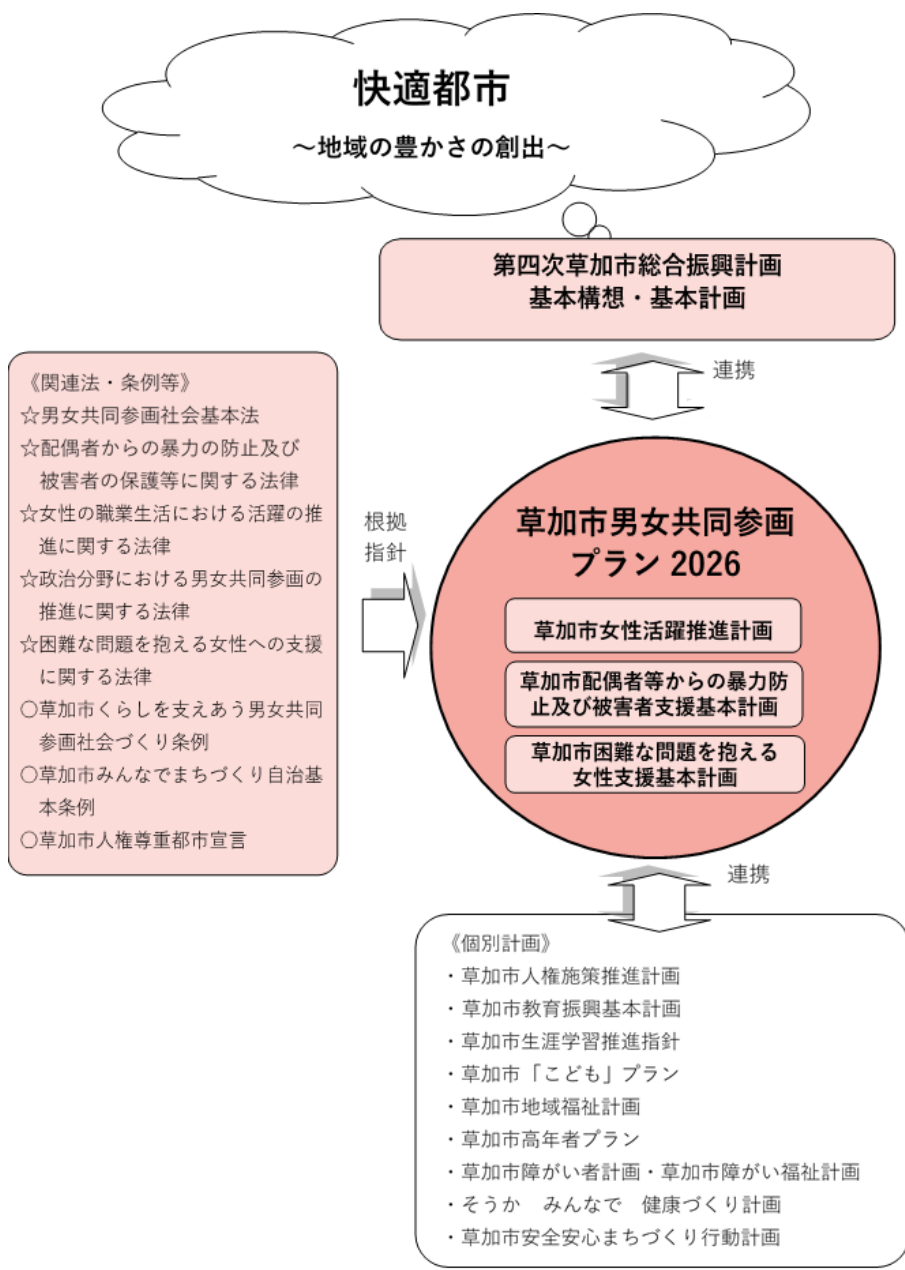
このような現状の中、「草加市男女共同参画プラン2021」の計画期間が令和7年度末で終了となることから、これまでの成果と社会情勢の変化等に対応した新たな基本計画「草加市男女共同参画プラン2026」を策定し、引き続き「すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、安心してくらするまち」を実現するため、本市の男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」第12条に基づき、草加市が男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画」並びに埼玉県の「男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における推進計画」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案するとともに、草加市の最高規範である「草加市みんなてまちづくり自治基本条例」の趣旨を尊重し、パートナーシップによるまちづくりを進めることを基本とします。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)までの6年間とします。

また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直しを行い、新たな施策や課題解決に向けた取組等、常に改善を図っていきます。

5 計画の基本理念

本計画の基本理念を次のとおり定めます。

**すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、
安心してらせるまちをめざして**

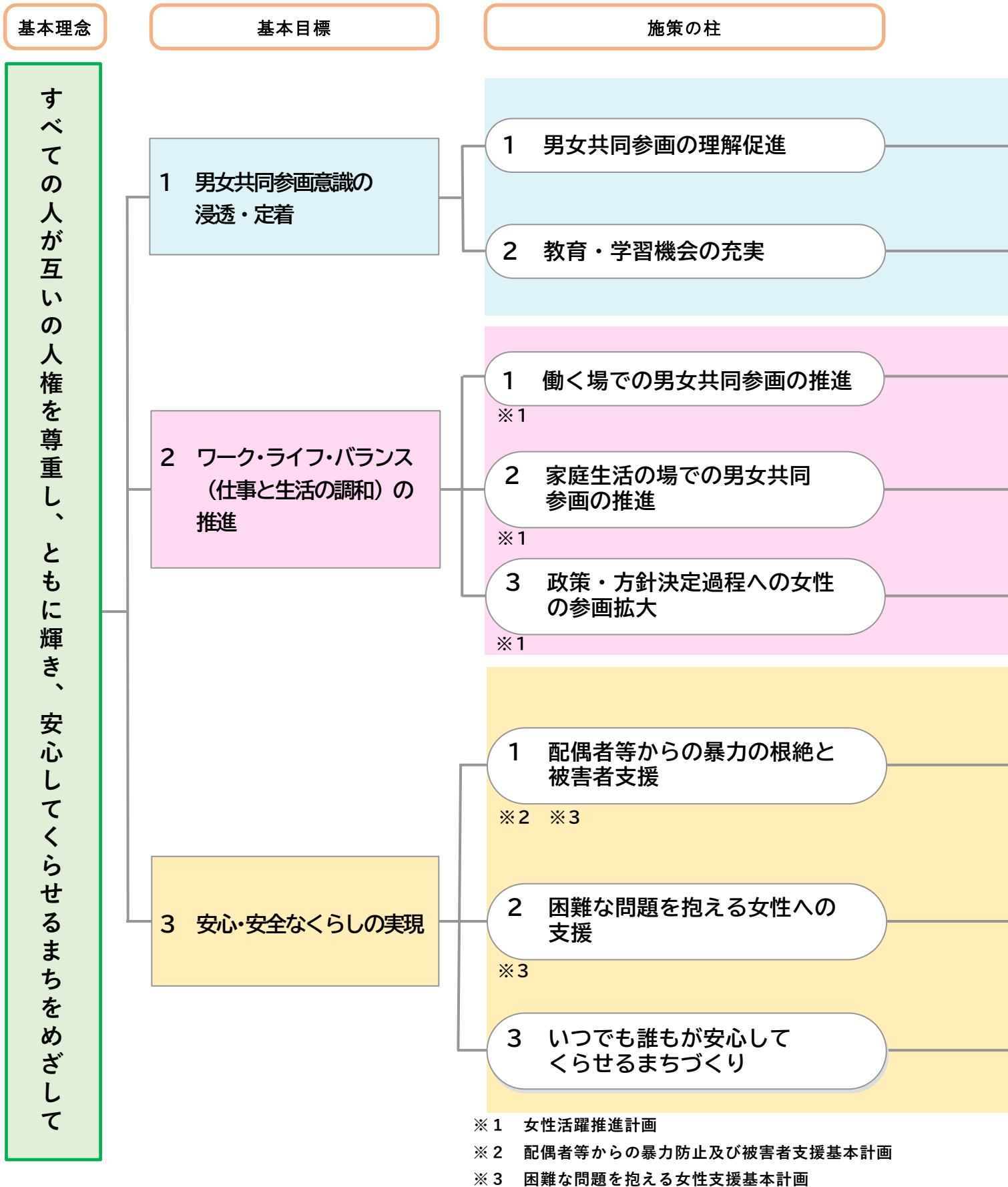
本市は、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、個性や能力を発揮しながら、その人が望む生き方を
実現するとともに、誰もが尊厳を保ち、安心してらせるまちづくりを目指します。

この基本理念は、本市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画に掲げる将来像「快適都市～地域の豊かさの創出～」及び関連法・条例等を踏まえたものです。また、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」(平成16年(2004年)施行)の6つの基本理念に基づくものであり、市民、事業者、市民団体、市が一丸となって、男女共同参画社会づくりを推進します。

「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」の基本理念 (同条例第3条)

- 1 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し
- 3 性別を問わず共同して参画できる機会の確保
- 4 家庭生活と仕事や地域活動等の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的動向との協調

6 計画の体系図



施 策

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 【重点事項】

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実 【重点事項】

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ 【重点事項】

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

施策6 子育てと介護への支援

施策7 市及び企業等における女性登用の促進 【重点事項】

施策8 暴力根絶のための予防啓発

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 【重点事項】

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

施策11 虐待の早期発見と支援

施策12 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実

施策13 困難な問題を抱える女性への自立支援の推進

施策14 生涯を通じた健康づくりの支援

施策15 非常時に備えた男女共同参画の推進

7 計画の基本目標

計画の基本理念の下、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

一人ひとりが家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野に主体的に参加していくためには、お互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要です。しかしながら、男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて社会的につくられていることから、その解消を図ることは難しく、また誰もが性別に関するアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があると言われる。よって、一人ひとりが男女共同参画の重要性や意義を理解できるよう、市民の意識啓発を進めていきます。

そのためには、幼少期から性別に基づく固定概念を生じさせないことが重要であることから、幼児教育や学校教育の場において、男女平等や個性を尊重する大切さを身に着ける教育活動を推進します。

その際は、男女共同参画を女性に特化した問題とすることなく、持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、男性に対する啓発を促進するとともに、こどもから高齢者・外国籍市民や性的マイノリティなどすべての人々について正しい理解の促進を図り、地域全体で多様性を尊重する環境づくりを進めます。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

社会環境やライフスタイルが大きく変化する中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが多様な働き方を選ぶことができ、希望するキャリアを歩んでいける環境づくりが不可欠です。女性活躍推進法の成立を踏まえ、近年は職業生活における女性の活躍推進が進められてきましたが、固定的な性別役割分担意識を背景に、依然として家事や育児、介護等の家庭責任の多くを女性が担っており、政策・方針決定過程の場における女性の参画は十分に確保されていない状況があります。また、長時間労働を前提とする働き方によって、特に男性は仕事中心の生活になりやすく、育児休業の取得をはじめ、家事・育児・介護等に主体的に関与することを困難にしています。

そのため、すべての人が、仕事、家庭、地域、個人の自己啓発等の様々な活動においてワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業や関係機関等と連携し、働き方改革、子育て支援や介護支援の推進、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組等、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

また、政策、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性参画を推進するため、国際水準も意識しつつ、市の政策・方針決定過程における女性の参画拡大、企業等における女性登用の促進を図ります。

基本目標3 安心・安全な暮らしの実現

単身世帯の増加や少子高齢化が進む中で、地域では気候変動や災害への対策、困難を抱え孤立する人の包摂など、様々な課題に対応することが求められています。

配偶者からの暴力を根絶するため、若年層をはじめとした市民の意識啓発により、地域全体で暴力を許さない意識を高めるとともに、被害者の相談対応や安全確保、自立支援を図ります。また、配偶者等からの暴力と密接に関連する児童虐待への対応を強化します。

また、近年、単身高齢者・ひとり親・非正規雇用者の増加により、経済的な困窮、社会的孤立など様々な困難を抱えている人が増加傾向にあります。加えて、障がいがあること、外国人であることなどで更に複合的に困難な状態に置かれている人もいます。制度の狭間の問題などを踏まえながら、こうした様々な

困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図りながら支援します。

だれもが互いの身体的性差を十分に理解し尊重し合い、正確な知識・情報に基づいて心身及びその健康について主体的に行動することは、生涯を通じ重要なことです。特に女性は、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点を踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等など、ライフステージに応じた適切な健康支援を行っていくとともに、男女の性差に応じた健康保持増進を総合的に推進します。

さらに、多様な視点を反映した地域社会の実現に向けて、地域防災などの方針決定過程に女性や性的マイノリティの方の視点を取り入れるとともに、性犯罪や性暴力を許さないまちづくりを進めます。

8 計画の重点事項

これまでの取組やアンケート結果等を踏まえた上で、本計画では次の5項目について重点的に取り組みます。

- (1) 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実
- (3) 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ
- (4) 市及び企業等における女性登用の促進
- (5) 相談体制の充実と被害者の安全確保

9 数値目標

草加市男女共同参画プラン2026を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

【草加市男女共同参画プラン2026の数値目標】

指標	実績値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
重点事項1 施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発		
【成果指標】 固定的性別役割分担意識にとられない市民の割合	61.0%	70.0%
【活動指標】 男女共同参画に関する講演会等の実施回数（累計）	4回	18回
重点事項2 施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実		
【成果指標】 自分のよさや可能性に気づき、自分らしさを大切にすることができる児童生徒の割合（小中合計）	71.0%	75%
【活動指標】 人権教育に係る教職員研修の実施回数（小中別、累計）	小学校：7回 中学校：7回	小学校：42回 中学校：42回
重点事項3 施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ		
【成果指標】 仕事と生活のバランス ～理想と現状の一致割合～	39.4%	45.0%
【活動指標】 働く機会や待遇の平等に向けたセミナー等の実施回数（累計）	280回	1,680回
重点事項4 施策7 市及び企業等における女性登用の促進		
【成果指標】 市役所管理職職員（課長相当職以上）に占める女性の割合	15.9%	30.0%

【活動指標】 人材育成システムと連動した内容の研修を実施した数（累計）	7回	16回
【成果指標】 審議会等委員における女性の割合	33.3%	40%以上
【活動指標】 審議会等委員に占める女性の割合を向上させるための周知回数（累計）	1回	6回
重点事項5 施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保		
【成果指標】 DV被害を受けたことがある人のうち、「誰（どこ）にも相談していない」と回答した人の割合	63.8%	50%以下
【活動指標】 女性に対する暴力をなくすための啓発活動実施回数（累計）	4回	24回

「草加市男女共同参画プラン2026」は
草加市ホームページからご覧いただけます。

草加市男女共同参画プラン2026

検索

草加市男女共同参画プラン2026（概要版） 令和8年(2026年)3月発行

発行 草加市総合政策部人権共生課

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

☎ 048-922-0151(代表) ㊚ 048-927-4955 ✉ jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp

